

教科又は教職に関する科目

■全免許状

教育学科

免許法施行規則に定める科目		本学で開設する科目		修得単位	備考
科 目	単位	科 目	単位		
教科又は教職に関する科目	幼10 小10 中8 高16	○全人教育論	2	幼10 小10 中8 高16	
		○教育学概論	2		
		○全人教育実践演習A	2		
		○全人教育実践演習B	2		
		教職演習A	1		
		教職演習B	1		小中高1種免のみ
		外国語活動の指導法	2		小1種免のみ
		総合学習の指導法	2		小中高1種免のみ
		生命と性の教育	2		
		異文化理解と教育	2		
		精神保健	2		
		道徳教育の理論と方法（小）	2		幼1種免のみ
		道徳教育の理論と方法（中）	2		高1種免のみ
		教育インターンシップA	2		
		運動部活動の指導法	2		中高保健体育免のみ
		生涯学習概論	2		

〔備考〕 ○印は必修科目

- (1) 「教科又は教職に関する科目」には上記科目の他に、「教科に関する科目」「教職に関する科目」の余剰単位を充てることができます（p.41参照）。
- (2) 上表に掲げられる科目の一部に、ユニバーシティ・スタンダード科目に同一名称で開設されている科目がありますが、当該免許状を取得するためには、ユニバーシティ・スタンダード科目ではなく、教育学科科目の中から履修してください（ユニバーシティ・スタンダード科目のみ開設されている場合は除く）。

乳幼児発達学科

免許法施行規則に定める科目		本学で開設する科目		修得単位	備 考
科 目	単位	科 目	単位		
教科又は教職に関する科目	幼10	○全人教育論	2	幼10	
		○教育学概論	2		
		○全人教育実践演習A	2		
		○全人教育実践演習B	2		
		教職演習A	1		
		教育インターンシップA	2		

〔備考〕 ○印は必修科目

- (1) 「教科又は教職に関する科目」には上記科目の他に、「教科に関する科目」「教職に関する科目」の余剰単位を充てることができます（p.41参照）。
- (2) 上表に掲げられる科目の一部に、ユニバーシティ・スタンダード科目に同一名称で開設されている科目がありますが、当該免許状を取得するためには、ユニバーシティ・スタンダード科目ではなく、乳幼児発達学科科目の中から履修してください（ユニバーシティ・スタンダード科目のみ開設されている場合は除く）。